



佐倉そめい野 緑地・建築ニュース Vol.10 平成 29 年 2 月

発行人 佐倉染井野緑地協定運営委員会
佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会
ホームページ <http://sakurasomeino.com/>



今回のニュースの内容

共通ニュース

- 1.平成 29 年緑地・建築協定運営委員会定時総会開催のお知らせ（総務班）
- 2.平成 29 年度緑化維持管理費および建築協定運営委員会年会費納入のお願い（会計班）
- 3.まちなみパトロールを終えて（副会長）

緑地ニュース

- 1.共同管理班からの連絡事項（共同管理班）
 - (1) 剪定・刈り込みについて
 - (2) 平成 28 年度 4 月～12 月の植替え申請状況について
 - (3) 植替え申請につて

建築ニュース

- 1.事前確認班からの連絡事項（事前確認班）
 - (1) 建築工事の事前届出の受付状況



共通ニュース

1.平成 29 年緑地・建築協定運営委員会定時総会開催のお知らせ（総務班）

平成 29 年の定時総会は次のとおり開催の予定です。ご案内および議案は 3 月下旬に配布します。皆さまのご出席をお願い致します。

- 予定日：平成 29 年 4 月 16 日（日）
- 時間：午前 9 時 30 分～10 時 30 分 緑地協定運営委員会総会
午前 11 時～12 時 S1 地区建築協定運営委員会総会
- 会場：染井野小学校アリーナ

2.平成 29 年度緑化維持管理費および建築協定運営委員会年会費納入のお願い（会計班）

佐倉染井野緑地協定運営委員会規約第 8 条(2)より、3 月 1 日時点における会員は、3 月 31 日迄に翌年度の緑化維持管理費(緑化年会費)を納入いただくことになっております。植栽帯を住民が共同で管理する事により良好な住環境を創る唯一の財源ですので、期限内に納入いただけますようお願いいたします。口座自動引き落としの日は 3 月 6 日(月)です。口座の残高をご確認いただき、残高不足とならないよう、ご準備をお願いいたします。3 月 3 日(金)までに入金をお願いします。

- 緑化年会費・建築年会費の同時納入に同意いただいている会員は、建築年会費(500 円)も同時に引き落としとなります。
- 建築のみ加入されている会員及び緑化年会費と同時納入ではない会員は、ブロック役員による建築年会費の集金は 3 月を予定しております。
- 口座からの自動引き落としを利用されていない会員は、緑化年会費を 3 月 31 日(金)迄に佐倉染井野緑地協定運営委員会口座（振込先）に振り込みいただけますよう、お願いいたします。
なお、両年会費の同時納入に同意いただいている会員は、建築年会費（500 円）も合わせて振り込みいただけますよう、お願いします。その際、振込人欄に番地（9-99-99 形式で）を追記してください。また、振込手数料はご負担をお願いいたします。

3.まちなみパトロールを終えて（副会長）

平成 28 年 12 月発行のニュースにも掲載させていただきましたが、緑地協定及び S1 地区建築協定運営委員会にて 11 月定例会後に「まちなみパトロール」を実施し、協定違反や協定に抵触する事例を平成 27 年度に引き続き、確認いたしました。

染井野分譲開始より 20 年以上が経過し、シンボルツリーや生垣が枯れ、場合によっては根元が切られており、シンボルツリーや生垣がなくなってしまう事例が年々多くなってきております。

緑地協定運営委員会として、本ニュースの【緑地ニュース・共同管理班からの連絡事項 1 (3)、「植替え申請について】のとおり、植替えにおける補助制度がございますので、積極的にご活用いただき、街並みの景観維持にご協力いただきますようお願いいたします。詳しくはお住まいのブロック長までご相談ください。



緑地ニュース

1.共同管理班からの連絡事項

- (1) 剪定・刈り込みについて 3 月 6 日(月)～18 日(土)
- 生垣：サザンカ、ヒサガキ
灌木：カンツバキ
地被類：芝

(2) 平成28年度4月～12月の植替え申請状況について

シンボルツリー 3件： シラカシ ⇒ ハナミズキ、リョウブ ⇒ ハナミズキ、ナナカマド ⇒ ノムラモミジ、
セットバック部 1件： キリシマツツジ ⇒ ヒドラツツジ

(3) 植替え申請について：

2～5月は植替え適期の樹種が多いので早めのお申し込みをお勧めします。

- ① 現在のルールでは、植栽変更、植替え補助金は、あくまでも事前申請に基づくもので事後の申請は認められていません。
- ② 緑化維持基金からの補助を受けることができるのは、
 - (ア) 共同管理部分の(i)生垣、(ii)シンボルツリー並びに(iii)道路境界から50cmの範囲の低木及び地被類等のいずれかに 枯れが生じ、植替えが必要になった場合です。
 - (イ) 補助は植替え費用の半額までとし、且つ各1回5万円を上限としております。
 - (ウ) シンボルツリー、生垣及びセットバック部分の各箇所での補助は、原則各1回です。なお、植替え費用とは、樹木代金、支柱代金、土壌代金、植替え作業費用及び古い樹木の撤去・廃棄費用を指します。
- ③ 植栽変更の場合は、申請者は事前に佐倉染井野植栽ガイドラインを参考に、共同管理作業担当者（1、3丁目：志津ガーデン、2丁目：林農社）に、樹種等を相談の上、申請書をお住まいの緑地協定運営委員会のブロック役員にご提出下さい。
- ④ 植栽変更や植替え補助金の申請には、次の、(ア)、(イ)、(ウ)の書類が必要です。
 - (ア) 申請書「植栽変更・植替え補助金申請書」
 - (イ) 対象樹木の状況が確認できる作業前写真1枚
 - (ウ) 植替え費用の見積もり書の写し
が必要となります。{(ウ)は植替え補助金の申請を行う場合のみ必要}
- ⑤ 皆様のご申請は、その後、運営委員会の担当者（3人）が現地にて状況を確認し、役員会での承認が必要になります。
- ⑥ 植替え作業完了後は、
 - (工) 作業後写真1枚（対象樹木の状況が確認できるもの）
 - (オ) 植替え費用の請求書の写し
 - (カ) 植替え費用の領収書の写し
 - (キ) 金額以外の必要事項を記入済みの千葉銀行の振込依頼書をご提出下さい。
{(オ)、(カ)、(キ)については補助金申請を行う場合のみ必要}
- ⑦ 現地確認と役員会審査の後に、補助金交付が行われます。（植替え補助金申請の場合）
- ⑧ **申請方法、提出書類等は上記のご案内をご参照願うか、各ブロック役員にご相談下さい。**



建築ニュース

1. 事前確認班から連絡事項

(1) 建築工事の事前届出の受付状況

平成 28 年度 S1 建築協定 届出件数工事別集計表

2017/1/31 現在

	届出件数	新築	塗装	門扉	カーポート	ソーラー	サンルーム	物置	フェンス	増築
H28.3月	5	1	4							
H28.4月	3	1	2							
H28.5月	5		5							
H28.6月	3		3							
H28.7月	9	5	3		1					
H28.8月	2		1		1					
H28.9月	8		7	1						
H28.10月	5	1	4							
H28.11月	2		2							
H28.12月	5	1	4							
H29.1月	3		3							
H29.2月										

H29.3月										
合計	50	9	38	1	2	0	0	0	0	0

【丁目別工事別累計】

	届出件数	新築	塗装	門扉	カーポート	ソーラー	サンルーム	物置	フェンス	増築
1丁目	19	9	9		1					
2丁目	22		21		1					
3丁目	9		8	1						
合計	50	9	38	1	2	0	0	0	0	0